

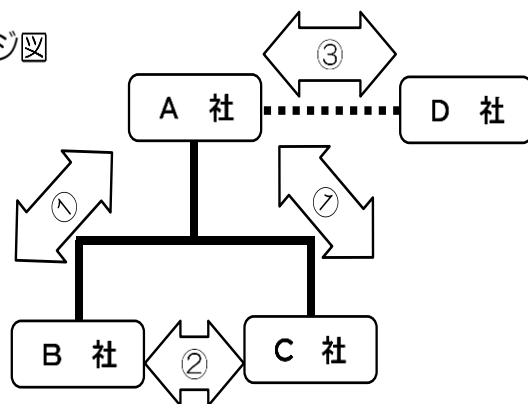
佐渡市建設工事等の発注における資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準

建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）の発注にあたり、入札の公平性の確保及び談合の未然防止のため、一定の資本関係又は人的関係がある複数の者が同一の入札へ参加する場合の基準を次のとおり定める。

【基準】

- ①親会社等と子会社等の二者
 - ②親会社等を同じくする子会社等同士
 - ③役員の兼任
 - ④その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）
（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員
- ※親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。
※子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

イメージ図



④その他 ①～③と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（例）組合（共同企業体（JV）を含む）とその構成員。

※ 親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。

※ 子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

基準の運用：令和4年4月1日以降に入札公告から適用。

確認方法：最初の入札公告の参加申請時に「資本関係・人的関係に関する調書」を提出。

※変更があった場合はその都度提出。

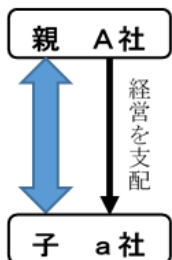
※入札時の提出はR4年度のみ。

ペナルティ：虚偽が判明した場合又は重要な事実が記載されていない場合は、指名停止措置を講じる場合がある。

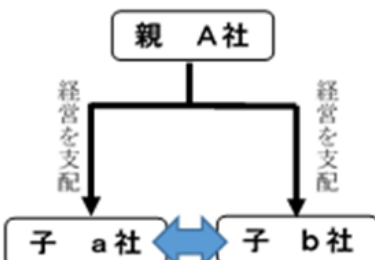
佐渡市建設工事等の発注における資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準

○資本関係

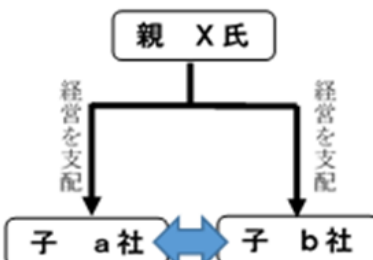
親会社等と子会社等
※「等」＝組合(JVを含む)



親会社等を同じくする子会社等
同士



同一の者に経営を支配される会社等
同士



○子会社等の定義(会社法第2条第3号の2)

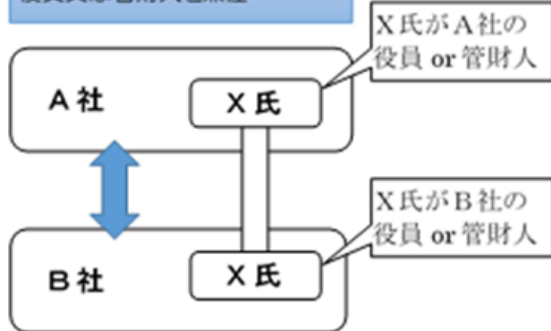
- ① 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社
がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ② 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

○親会社等の定義(会社法第2条第4号の2)

- ① 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ② 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

○人的関係

役員又は管財人を兼任



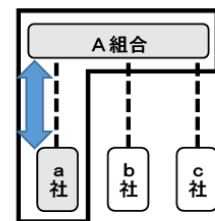
○役員の定義

- ①株式会社の取締役（一部除く）
- ② 会社法第402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③持分会社の業務を執行する社員
- ④組合の理事
- ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥会社更生法第67条第1 項又は民事再生法第64 条第2 項の規定により選任された管財人
- ⑦委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

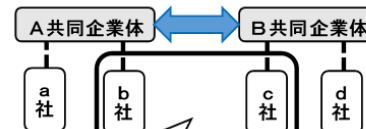
※「監査役」「執行役員」などは、役員に該当しない。

○その他

組合とその構成員等



JV の構成員同士が各基準に該当
(代表者がどうかにかかわらず)



- ・親会社等と子会社
- ・親会社等を同じくする子会社同士
- ・同一の者に経営を支配される会社等同士
- ・役員又は管財人を兼任
- ・組合とその構成員